#### 実務対応報告公開草案第64号

「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適 用に関する当面の取扱い(案)」に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント 田淵 隆明

## 【質問1】範囲に関する質問

⇒全面的に同意する。連結財務諸表と個別財務諸表で異なる扱いをすることは極力回避すべきである。

※1.現在、「当面の間執行停止」となっている「包括利益に関する会計基準」の個別財務諸表への適用を早急に(遅くとも 2024 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から)凍結解除するべきである。また、2023 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からの早期適用を認めるべきである。

※2.「連結貸借対照表」及び「連結株主資本等変動計算書」の書式も、国際会計基準に合わせて、「親会社説」ではなく「経済的単一体説」に立脚したものに改正されるべきである。しかも、連結損益計算書は 2015 年 4 月より、連結包括利益計算書は導入当初から、「経済的単一体説」に立脚しており、不統一であるのは望ましくない。

また、システム監査の観点から言えば、連結財務諸表の明晰性向上の観点からも、経済的単一体説への統一が望ましい。

※3.昨年、大阪市議会において、次の決議(国への要望)が可決された。

- ①国際会計基準について、連結財務諸表を作成している場合に、個別財務諸表にも使用可能とすること。
- ②会社会計規則を改正し、金融商品取引法適用会社以外も、国際会計基準を使用可能とすること。

⇒①については、現行の制度は経理担当者にとっては、事実上、2つの会計基準の財務諸表を作成する必要があり、膨大な組換仕訳等において、実務上大きな負担となっている。 また、「包括利益に関する会計基準」についても、組換仕訳等において、実務上大きな負担となっている。 となっている。

よって、個別財務諸表と連結財務諸表の間で、(連結財務諸表独紙の勘定科目等は別として)異なる基準を追加することは望ましくない。そして、既存の差異は早期に解消するべきである。

## 【質問2】会計処理に関する質問

#### ⇒基本的に同意する。

ただし、「当面の間」についての定義の明確化が必要である。この改正法案は現在審議中であるが、「閣法」(内閣提出法案)であり、与党が衆参両院で過半数を占めていること、及び、令和5年度予算の年度内成立が確実になったことを鑑みると、

「グローバル・ミニマム課税制度の適用は 2024 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から」も変わらないと思われる。よって、「当面の間」という表現についても、「グローバル・ミニマム課税制度の適用は 2024 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から」は含まれないことを明示するべきである。

※1.「当面の間」、「当面の取扱い」という用語は、霞が関文学とも揶揄されることもあり、 産業界で誤解を招くことも少なくない。また、「当面の取扱い」とされつつも、実務対応報 告第19号のように、我が国の産業競争力・新製品開発力に重大な影響を与えているケース も存在する。

よって、「当面の間」、「当面の扱い」という用語の使用については、慎重になるべきである。

# 【質問3】一律の適用とすべきか否かに関する質問

⇒基本的に同意する。個別の規定を設ける合理的理由が見当たらないからである。

## 【質問4】その他

⇒特になし。

(以上)